

## 平成26年度第1回岡崎市子ども・子育て会議 議事録

日 時：平成26年5月16日（金）14:00～16:15

場 所：岡崎市役所東庁舎7階 701会議室

出席委員：11名

大岩みちの（会長）、杉山美穂子、小早川佳江、佐々木公麿、内藤智宣、  
長坂尚希、水野周久、柴田和子、加藤信昭、土屋亜紀子、三浦節夫

欠席委員：3名

築山高彦、武田正道、牧野聡子

事務局等：12名

傍聴者：13名

1 開会

2 議題

- (1) 岡崎市子ども・子育て支援事業計画（案）について
- (2) 放課後児童健全育成事業の基準について
- (3) 量の見込みについて

3 その他

4 閉会

## 議事1 岡崎市子ども・子育て支援事業計画（案）について

事務局より、本会議の経緯と「資料1（仮称）岡崎市子ども・子育て支援事業計画構成案」について説明。

会長： 岡崎市が目指す子ども・子育て施策、これまでの子ども・子育て会議の内容、子ども・子育て事業をどのように実現していくのか、表現方法などご説明を頂きました。

事務局からの説明についてご質問等ありましたらお願いいたします。

委員： 気になるのが「子ども・子育て支援」という言葉です。次世代育成支援行動計画の愛称である、子どもが自ら育っていくという「おかざきっ子育ちプラン」という言葉と、今回作成する事業計画の名前がずれてしまっている感じがします。

今、思っているのが「子ども・子育ての支援事業計画」というのはいかがでしょうか。「の」を入れるだけで違ってくると思います。

“子育て支援”と“子育ての支援”はまったく違うものです。

少子化対策関連3法に関わる部分と次世代育成、2本のものの理念を元に、岡崎市のこれからの子ども・子育ての支援を決めていただくことはとてもいいことだと思います。

しかし今回の案の中では、次世代育成支援の“子どもを中心とした育ちを育てる”という視点が消えてしまう怖れがありますので、ご検討いただければと思います。

また、「改正 おかざきっ子 育ちプラン」というように新たになることを明示することを考えていただければと思います。

2つ目ですが、10 ページ、【計画の期間】の1行目に「定期的に進捗状況の検証を行い」とありますが、「定期的に進捗状況の検証」というのはどこで行うのかをしっかりと定めておいて頂くことが大事だと思います。

もう1点、18 ページです。【基本目標】の基本目標2、「家族がともに育つまち～家族が支えあい、子育てに喜びを感じる～」とありますが、下の5行を読みますと内容に違和感をおぼえます。

『岡崎市児童育成支援行動計画』の該当箇所（32 ページ）を見ますとかなり違います。

今回、18 ページに書いていただいた箇所に関しては、「子育てに喜びを感じる」という内容がなく、“健やかな育ちを等しく保障する”“共働き家庭における仕事・子育ての両立支援”を行うという形の文言で、親が親としての成長や育ちができる環境づくり、家族がともに育つ部分の文言が、（『岡崎市児童育成支援行動計画』の）後期計画に書かれているものと差し替えられてしまっていて、そういった面が感じられないと思います。

基本目標3には「子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じること

ができる」というように基本目標2に関わるような言葉が出てきますが、基本目標2の下の文言があまりにも違っているので気になっています。

会 長： ありがとうございます。それでは一つずつ見ていきたいと思います。

まず、名称について、お願いします。

事務局： 名称について「子ども・子育ての支援事業計画」「改正・おかざきっ子育ちプラン」ということでお話を頂きました。

再度、委員からご提案頂いた主旨をとりまとめ、次回の会議でご回答をさせて頂きたいと考えております。

10 ページ、【計画の期間】定期的な進捗状況の検証でございますが、今回の事業計画につきましては、「子ども・子育て会議」において進捗状況の検証をお願いしたいと考えております。

27 年度以降の進捗状況の検証は本会議で定期的に確認をお願いしたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

18 ページ、【基本目標】、17 ページの基本理念と 18 ページの基本目標は岡崎市の目指すべき“あるべき姿”を表す部分だと考えております。

ご指摘いただきましたとおり、各項目別にもう少し後期計画からのつながりを考えて検証してはどうか、と思っております。

ご意見を踏まえて、本日初めて説明をさせて頂いた部分でありますので他の委員の皆さまにもお感じになることがあればお伝えいただき、次回以降の会議で、適宜対応させて頂きたいと考えております。

## 議事2 放課後児童健全育成事業の基準について

事務局より、「資料2 放課後児童健全育成事業の基準について」説明。

会 長： 岡崎市において条例を定める運営基準についてご説明を頂きました。

本日はNPO岡崎がくどうの会の長坂委員にご参加頂いておりますので、民間事業者の立場からご意見をうかがいたいと思いますが、いかがでしょうか。

長坂委員： 私どもの団体はNPO法人で運営主体として活動していますが、NPOの代表というよりも、民間学童の代表として本会議に出席し、意見を皆さんに聞いて頂ければと思っております。

運営基準について現状との乖離もあり、お願いしたい点もございます。

学童保育は、日昼に保護者がいない状況に対し、子どもを持つ保護者が、現状ではいけないということで自主的な預かりから始まったものです。30年以上前から続いていく中で、学童保育が言葉としても皆さんの意識の中にも浸透していき、国の施策も動いて法制化もされてきたという経緯がございます。

民間の事業所は簡単に言うとマンパワーが足りない、専従者がいない状況でそれぞれが学童保育のクラブを運営してきており、現在も基盤が脆弱な中で行っているといえます。

資料2の運営基準(案)の中で参酌すべき基準を厚生労働省が示していますが、学童保育はあくまで放課後の生活の場所、環境だと考えれば、人数は何人が適当であるかは大事なことです。しかし、おおむね40人までと決められてしまうことによって、これが条例化され、人数を守れない状況において学童保育として認められない、基準に反しているという状況になるのは学童保育を運営していく立場としては非常に難しいことだと思っています。

規模が40人までとなった場合、断らないといけない状況になってしまう。子どもの生活の場を確保する、安心して安全な場を確保するという本来の目的や、安全に放課後を過ごさせたいという保護者の思いが、規模人数が決められてしまうことによって受け入れられなくなってしまっているのではないかと感じます。

施設設備の問題では、※3にも書いてありますが、 $1.65 \text{ m}^2/\text{人}$ を下回るクラブは現状もあります。5年の経過措置と書いてありますが、その期間に、普段は他で働いている保護者が責務として $1.65 \text{ m}^2/\text{人以上}$ の所に移転や改築をする手立てを考えなければならないということになりますので、非常に難しい、悩ましいことだと考えています。

要望、意見としては「40人までとする」という断定表現ではなく、「努めなければならない」などの形で、ゆるやかな表現にして頂けると、本来の目的に沿った運営ができるのではと思います。

施設設備の問題に関しては、衛生及び安全の確保、特に地震等の耐震基準の問題もあるので、早急に取り組んでいかなければいけないと思っています。

ただ、民間学童クラブは保育料を保護者から集めたものと、国及び岡崎市からの補助金で運営をしています。財政的に安定していない中で、耐震工事をしたり、耐震基準をクリアする建物に移転するとなると難しいです。

耐震の問題については岡崎市にサポートして頂きたいと思っています。

会 長： 集団の規模と施設設備に関しては、「おおむね」とありますが、そのあたりを実状に応じた規定にならないかということと、耐震のサポートをしっかりと頂けないか、ということですが、いかがでしょうか。

事務局： 集団の規模や施設設備については、従うべき基準ではありませんので、市として「努めなければならない」とできる部分については、対応していきたいと考えております。

会 長： 大きくかけ離れなければよろしいわけですね。

事務局： 参酌すべき基準につきまして、施設や設備などハード面の整備についてはその対応に一定期間が必要であると考え、経過期間を加えた形で資料をお示ししております。

その他の基準については、議論のスタートとして国の基準をもとに資料を作成したわけですが、参酌すべき基準でありますので委員の皆さまからご意見を賜り、実情を踏まえて、議論を重ねて導いた結果を基準として定めていきたいと考えております。

委員： 子ども・子育て支援新制度により、就労支援の方へシフトしていくということは、明らかに放課後の児童がいる場所がない、居場所を求める子どもたちが増えていく状態にあると思います。

小学校の空教室を事業の中に入れて、小学校へお母さんが迎えに行く。もちろん、教師と異なるスタッフがそこは担当するわけですが、そういったことが可能であるかということも考えていかないと、施設が足りなくなる可能性が大きい。

2つ目は、施設・設備について議論されていますが、実際に放課後をそこで過ごす子どもたちのために机があるのか、玩具があるのか、備品があるのか、といった中身についても考えないと、ただスペースがあり指導員が2人いるというだけでは健全育成とはいえないと思いますので、施設内の基準についても検討してもらえるといいと思います。

委員： 小学校の放課後（空教室）についてですが、国内ですで行っている自治体もあります。

長坂委員と同じ民間の立場から言いますと、保育園、幼稚園の年齢の子ども、小学校の子どもについても、これまで岡崎市の子育て施策というのは、民間に頼っていた部分があるわけです。

認可保育園も一杯です、幼稚園も一杯です、民間でこういったところがありますので、と紹介され、いらっしゃる方が何人もいます。民間も枠として入れて保っている現状ですので、民間の施設とパイプを太くして、公と民のつながりを強く持って進めて頂きたいです。

枠だけをきちっと引いてしまうと、それに合わせるための費用も絡んでしまいます。だからといって、今後は民間に任せていた部分も含め、市が全部やる、と考えるのではなく、国も民間を活用することも示していますし、いろいろな条件のお母さん方がいて要望も複雑化している中で、民間は公よりも柔軟に対応ができると思いますので、民間とのつながりを強く持ってほしい、というのが私の意見です。

会長： 施設の環境の充実も含め、民間と公立が連携し、みんなで考えていくという視点が大切ですね。

### 議事3 量の見込みについて

事務局より、「資料3 量の見込みについて」説明。

委員：18 ページですが、0～2 歳児以下が対象になるということですが、ここには保育園に預けている子どもは入らないですね。平成 27 年度からの見込み量が若干増えていますが、今後、0～2 歳児以下の子どもを預けるお母さんが増えていくという内容になっていますが、なぜここが増えるのか気になりました。預ける方が増えるから、預けない方を対象にしたこちらは減っていくかと思うのですが。

子どもの総数も少しずつ減っていくのですから、なぜこの数値が伸びるのか疑問です。

事務局：詳細分析は出来てないですが、アンケートにおいて「今後利用したい、利用回数を増やしたい」と答えた部分で、実際よりも利用希望が強く出ていると思われます。

会長：その他、よろしいですか。全体についてのご質問でも構いませんが。

事務局：資料2「放課後児童健全育成事業の基準について」で、貴重な意見を賜りましてありがとうございます。最終的に、この会議の中で市がどのように受けとめたか、お話しさせていただきます。

参酌すべき基準について【集団の規模】の条例の示し方ですが、ただちに最低基準を「おおむね 40 人以下」と国の基準通りにした場合には、「利用児童数が増加傾向にある中でさらに待機児童数が増えます」というご意見を頂きました。「放課後の子どもの安全な生活の場を確保したいという保護者の切実な願いを断ち切ってしまうことにもなる」というご意見もありました。

参酌すべき基準であることを踏まえて、条例の示し方としては、例えば「おおむね 40 人までとなるよう努めなければならない」などの表現にしておくということで、受けとめました。

また、施設設備の基準についてですが、基本的には国の基準どおりといたしますが、施設の整備には一定期間の対応が必要であるとして猶予期間を5年間の経過措置を設けることを考えております。

その中で、小学校の空教室の利用を考えたらどうか、という意見を頂きました。

これについては、こども部も重要なことだと考えておりました、今までも教育委員会と調整を続けておりますが、今後もさらに調整を図ってまいりたいと思います。

また、民間とのパイプを太く、連携を強くして、という意見を頂きま

した。民間ならではの柔軟性はたいへん重要なことだと考えております。

今後も市としては民間の児童クラブも市の児童育成センターも、ともに存在していく施設でなければならないと思っております。

5年間の経過措置・猶予期間の中で、市として、どのような形で支援していけるのか、民間とのパイプをさらに太くすることでしっかりとご意見をいただきながら、今後さらに考えてまいりたいと思います。

会 長 : 丁寧にご回答をいただきました。次にそれが具体的なものになって、方向付けとして進むようにと思っております。他にご質問はありますか。質問がなければ、本日の議題は以上になりますので、事務局にお返しいたします。

事 務 局 : 本日、議題2にありました「放課後児童健全育成事業の運営基準」につきましては、前回の会議で概要説明を行いました認定こども園、地域型保育事業の認可基準と合わせて市議会へ条例案を提出する予定でございます。それらの今後のスケジュールにつきまして、説明させていただきます。

#### その他

今後のスケジュール等について以下のとおり説明

- ・認定こども園、地域型保育事業、放課後児童健全育成事業の基準案について、岡崎市社会福祉審議会児童福祉専門分科会にて審議
- ・その際には、子ども・子育て会議での意見も付し、審議していただく。
- ・分科会で出た意見についても、子ども・子育て会議に報告する。

事 務 局 : 以上をもちまして、平成26年度第1回岡崎市子ども・子育て会議を終了させていただきます。ありがとうございました。